

2017年6月14日
横浜ウォーター株式会社

茨城県坂東市と公営企業会計適用に係る 支援業務委託契約を締結

横浜ウォーター株式会社（本社：横浜市中区相生町 6-113、社長：五十川 健郎）は、平成 29 年 6 月 14 日付で、茨城県坂東市（木村 敏文 市長）と「地方公営企業法適用移行業務委託」契約を締結しました。

当社は、横浜市が有する上下水道事業運営のノウハウを活かし、同市の持続可能な下水道事業運営をサポートします。

【事業の概要】

坂東市は、平成 17 年度に旧岩井市と旧猿島町が合併して現在に至っていますが、下水道事業における経営基盤の強化や老朽化する施設への対応等は喫緊の課題となっています。

かかる状況を踏まえ、経営基盤とマネジメント力の強化を図るため、公営企業会計の適用化に向けて取組みを推進することが必要となっています。

本業務は、平成 28 年度に続いて公共下水道事業ならびに農業集落排水事業の固定資産を調査及び整理し、資産評価を行うものです。

- ① 名称：地方公営企業法適用移行業務委託
- ② 履行期間：平成 29 年 6 月 15 日から平成 30 年 3 月 20 日
- ③ 内容：
 - ・ 固定資産調査データ作成
 - ・ 固定資産の調査及び整理、資産評価

当社は、横浜市の有する上下水道事業ノウハウを活かし、国内外への技術協力等の事業支援に貢献するとともに、持続性の高い上下水道事業運営や官民連携事業の創出を追求して参ります。

以上



本件に関するお問い合わせ：toiawase@yokohamawater.co.jp